

放送法及び電波法の一部を改正する法律案の概要

近年の放送を取り巻く環境の変化を踏まえ、国内基幹放送事業者が事業運営の効率化を図りつつ放送の社会的役割を果たしていくことを将来にわたって確保するため、複数の放送対象地域の国内基幹放送事業者が一定の条件の下で同一の放送番組の放送を同時に行うための制度を整備するとともに、一の放送対象地域において複数の特定地上基幹放送事業者が中継局設備を共同で利用することを可能とする等の措置を講ずる。

背景

- 総務省の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」(令和3年11月から開催)における取りまとめ(令和4年8月公表)の提言等を踏まえ、国内基幹放送事業者が事業運営の効率化を図りつつ放送の社会的役割を果たしていくことを将来にわたって確保するための所要の制度整備について速やかに行う必要がある。

改正の概要

1. 複数の放送対象地域における放送番組の同一化 (放送法の一部改正)

現行の経営基盤強化計画の認定制度を改正し、国内基幹放送の役務に対する需要の減少等の認められる地域として総務大臣が指定する地域を含む地域において、地域性の確保のための措置を講ずる等の一定の条件の下で、異なる放送対象地域の国内基幹放送事業者が、その個別の経営状態にかかわらず、同一の放送番組の放送を同時に行うための制度を整備する。

2. 複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用 (放送法及び電波法の一部改正)

(1) 特定地上基幹放送事業者が他者の中継局を用いるための規定の整備

複数の特定地上基幹放送事業者が中継局設備を共同で利用することで事業運営の効率化を図ることを可能とするため、特定地上基幹放送事業者が、総務大臣による確認を経た上で、他者(基幹放送局提供事業者)の中継局を用いて地上基幹放送の業務を行うことを可能とする。

(2) 日本放送協会が他の特定地上基幹放送事業者と中継局設備を共同利用するための規定の整備

日本放送協会(以下「協会」という。)の地上基幹放送の業務の効率化を図る必要性が特に高い地域として総務大臣が指定する地域において、協会の子会社が、中継局を保有・管理し、協会の地上基幹放送の業務の用に供することを可能とするとともに、協会の放送設備の当該子会社への譲渡を放送設備の譲渡制限の例外とする。

3. 基幹放送事業者等の業務管理体制の確保に係る規定の整備 (放送法及び電波法の一部改正)

基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者に対して設備の運用のための業務管理体制(委託先における業務管理体制を含む。)を総務省令で定める基準に適合するように維持する義務を課すとともに、基幹放送業務の認定及び基幹放送局の免許の申請書の記載事項に設備の運用の委託に係る事項を追加することにより、総務大臣が委託の実態を把握することを可能とする。

【施行期日】公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日